

第2 事業条件

1. 敷地

- ・ 風致地区であることから、箕面らしい景観を保持してください。
- ・ 川沿いに設置することからも、安全性を確保してください。
- ・ 施設床面積は、最大60㎡未満（付帯施設は除く）で提案してください。

2. 川床施設の仕様に関する条件

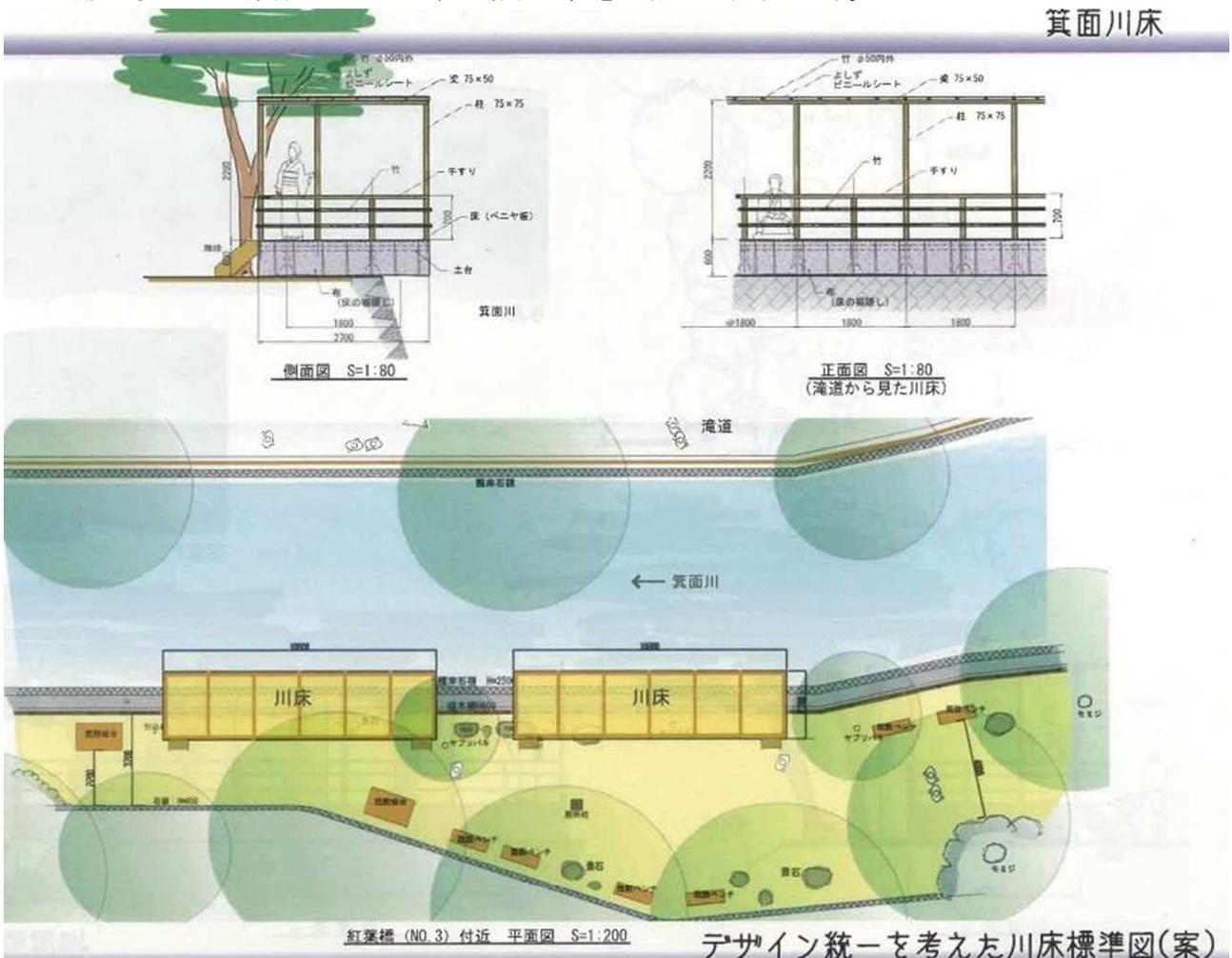
<基本的なデザインコンセプト>

- ・ 周辺景観に調和した規模や形状、色調とすること。
- ・ デザインに統一感を持たせること。
- ・ 名勝箕面山にふさわしい風情ある雰囲気づくりを行うこと。

<川床施設本体>

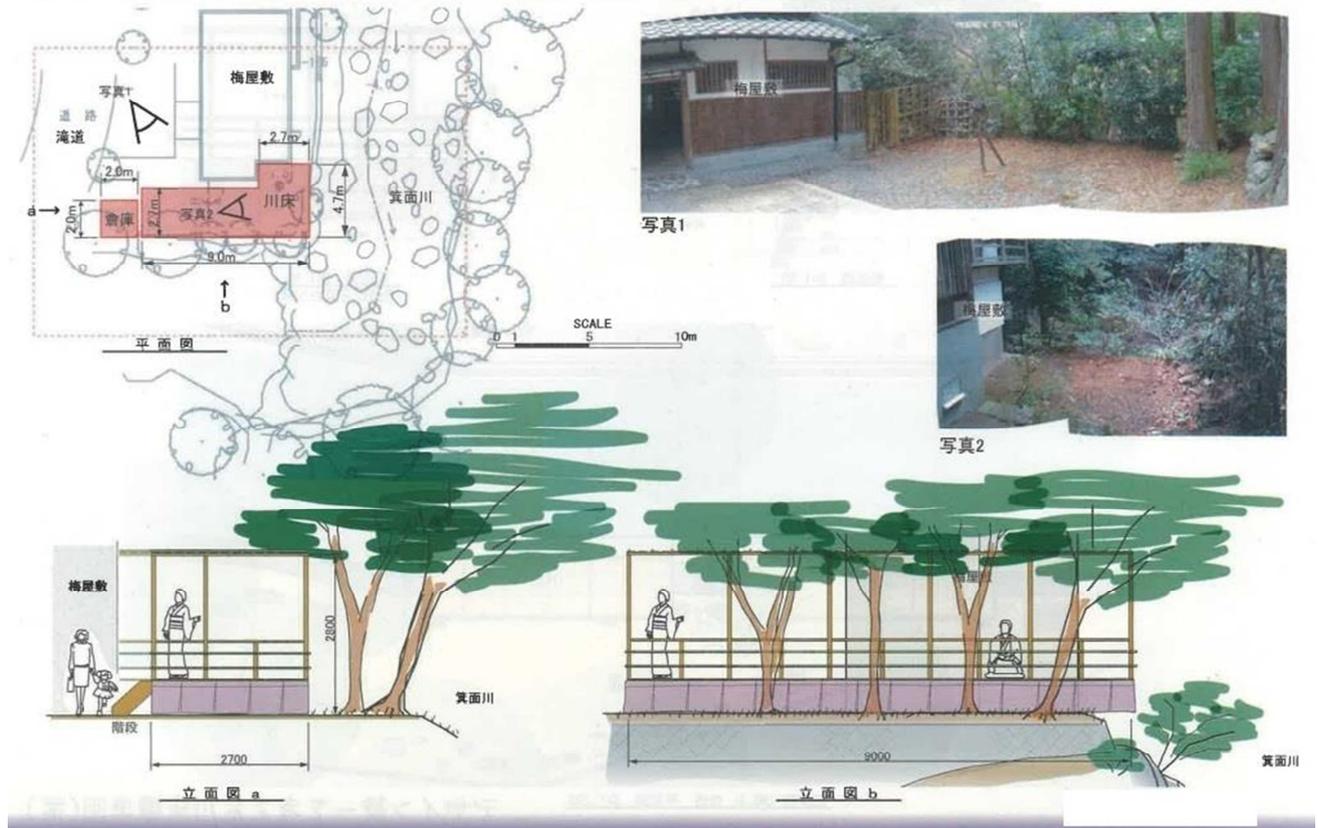
- ・ 川床施設は、都市公園法第2条第2項及び同施行令第5条各号に則した施設で、都市公園の利用や機能に支障を及ぼさないものとする。
- ・ 川床施設の資材は、和をイメージした素材（白木・青竹・布・ヨシズ・スダレ）を用いること。
- ・ 色調は彩度を抑え、明度を上げすぎないようにすること。また、原色等の目立つ色は用いないこと。
- ・ 配膳室や倉庫などの付帯施設は、景観に配慮した工夫を行うこと。
- ・ 営業時間及び期間外も景観に配慮した工夫を行うこと。
- ・ 公園利用者の通行を妨げない動線計画をたてたうえで、出来る限りバリアフリーに配慮すること。
- ・ 利用者の安全を確保した施設であること（構造上の強度について建築関係事業者等に確認をとり、施設の安全性が確保されている旨の報告を任意の様式で行うこと）。

箕面川床



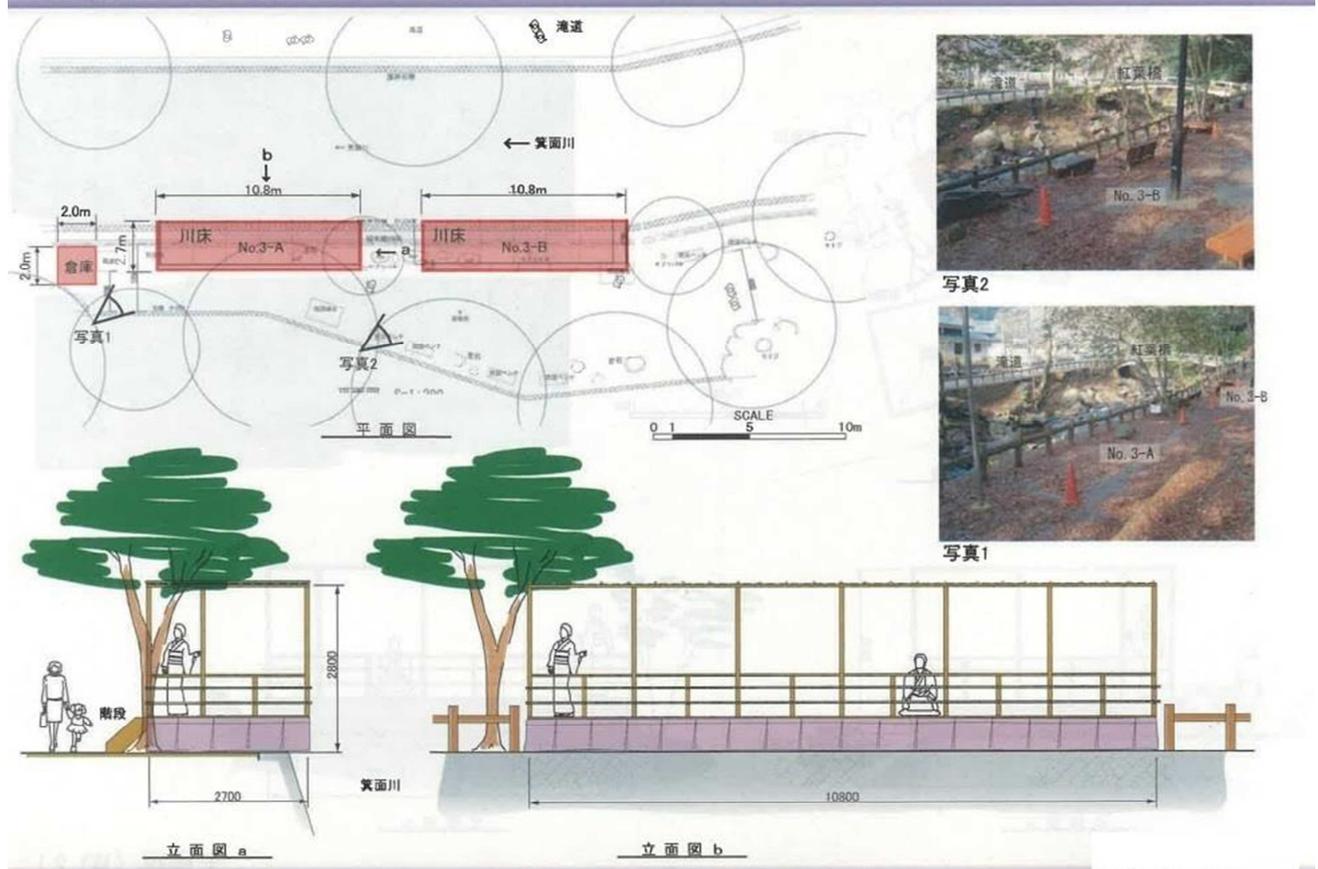
現状の姿図（梅屋敷 平面・立面）

箕面川床



現状の姿図（紅葉橋 平面・立面）

箕面川床



<意匠>

- ・ 滝道利用者や川床の利用者に川床のある景観や川床利用を楽しんでもらえるような風情ある雰囲気づくりを行うこと。
- ・ 箕面らしさを表現したもの（店舗看板・のれんなど）を設置すること。



(参考) 川床風景

<箕面らしさを大切にした品格あるサービス内容>

箕面公園内での統一した空間演出をめざしており、事業提案において、次の点をふまえて、飲食メニューを提案してください。

- ・ お膳や弁当を中心としたメニュー
- ・ 食材は箕面産（北摂産も含む）を可能な限り取り入れたメニューにしてください（柚子など）。
- ・ 飲み物メニューには「箕面地ビール」と「柚子サイダー」等、箕面らしさを取り入れてください。
- ・ 価格帯は各店舗で自由とします。
- ・ メニューについては3月上旬までにすべてのメニューを提案していただき、川床協議会にて審議させていただきます。ご希望に添えない点が出てくる可能性があります。ご了承ください。

【禁止事項】

- ・ 缶飲料（ビール・ソフトドリンク等）の提供
 - ・ 紙皿・紙コップなどの使い捨て食器類の使用
 - ・ 川床店舗内で、直火による調理行為（カセットコンロ、固形燃料は除く。）
 - ・ テイクアウト、みやげ等の販売
- ※ただし、箕面らしい独創性や新規性があるもので協議会が認めるものは除く。

3. 関連施設の整備

川床施設の運営に必要な供給施設については、以下のとおりです。

- ・ **上水道**：公園内給水管φ20mmが滝道沿いに敷設しており、トイレ等の施設に供給しています。既存の施設を使用する場合、箕面公園管理事務所と協議のうえ、使用した分の使用料を同事務所へ納入してください。
- ・ **下水道**：
 - 梅屋敷 下水管を整備していますので、事業者にて洗い場（シンク等）を設置いただければ利用可能です。
 - 紅葉橋 対岸のトイレ付近に、事業者には使用していただける洗い場を整備しています。
- ・ **電気**：梅屋敷及び紅葉橋は、電柱から各建物への引き込み線が設置されており、電気契約容量は、1棟あたり標準6kWで電気事業者とご契約いただけます。別途引き込みが線が必要な場合及び標準6kWの電気契約容量を超える場合は、事業者が電気事業者に申し込みいただくことになります。

4. 川床施設の工事に関する条件

- ・ 既設公園施設を破損または大阪府等関係者の許可なく撤去することのないように、設計・施工してください。万一、誤って破損または撤去した場合は、関係者の指示に従い、事業者にて現状回復してください。
- ・ 施設整備工事や工事車両の公園内の通行には、箕面公園管理事務所の許可が必要です。

5. 川床施設の管理運営に関する条件

<営業期間・時間>

- ・ 営業期間は毎年4月下旬から10月末までを予定しています。
- ・ 営業可能な時間は午後9時までとします。
- ・ 今回の募集において募集時に事業者から年間の営業期間及び時間をご提案いただきますが、箕面川床協議会にて審議を行うため、希望どおりにならない場合もありますので、予めご了承ください。
- ・ 事業者の都合により、臨時休業する場合は、必ず箕面川床協議会事務局まで届け出てください。
- ・ 川床施設の運営にあたっては、利用者の安全を最優先に考慮してください。
- ・ 自然災害や感染症等が発生し、国及び自治体等が事業の実施に関して指針を示した場合は、適切な対応を行ってください。

<滝道への車両の乗り入れ>

- ・ 資材搬出入等の車両の公園内通行には、箕面公園管理事務所の許可が必要です。通行時は必ず通行許可証を携帯してください。なお、箕面公園内の車両通行基準は、原則4月から10月までの土日及び祝日、並びに紅葉の時期となる11月から12月上旬までの昼間(午前10時～午後4時)は、通行禁止となっています。ただし、特例として通行許可証がある料理運搬の搬送車は、営業期間中に限り、午前・午後1回ずつ通行することができます。
- ・ 通行車両は滝道に駐車(止め置き)しないこと。やむを得ず駐車が必要な場合は、箕面公園管理事務所と協議してください。
- ・ 車両通行時は、公園来園者の安全を最優先とし、クラクション等による警告行為は禁止するとともに、通行速度は最徐行を厳守すること。
- ・ 川床へのタクシー送迎は、禁止されています。

<その他>

- ・ 箕面駅周辺や箕面公園内においては、箕面まつりをはじめとした各種イベントが開催されます。事業者はイベント関係者等と連携を図りながら、活性化に寄与すべく、イベント運営に協力いただくことがあります。
- ・ サル等の出没の可能性があるため、飲食物の残飯は各事業者において毎日営業終了時には確実に処理してください。また、営業により発生するゴミは事業者で処理をしてください。
- ・ 施設の破損・損壊等が生じた場合、またそれに伴って第三者に損害を与えた場合は、各事業者の責任において対応してください。
- ・ 原則、各事業者において生じた諸問題は、各事業者の責任において対応すること。ただし、事業者の対応範囲を超えるもので、箕面川床協議会も関与すべき事項については、その対応にあたるものとします。
- ・ 川床施設内は禁煙です。また府営箕面公園内も箕面市路上喫煙禁止条例により禁煙です。

6. 安全対策

- ・ 本事業の実施にあたっては、事業者自ら安全対策に万全を期してください。
- ・ 事業者の責任において施設損害賠償責任保険等に加入してください。
- ・ 公園内は河川区域で上流に箕面川ダムがあることから、大雨が降りダムの貯水量が許容量を超えるとダムから箕面川へ放水されます。放水前、警報装置が鳴り次第、川から高い場所へ避難してください。
- ・ 大雨警報などが発令された場合は、箕面公園管理事務所の指示に従って、営業を中止する等の措置をとり、お客様の安全を確保してください。
- ・ 安全対策として消火器を設置してください。

7. 使用料等

- ・ 事業者は、設置する川床施設の内容にあわせて、公的機関を通じて、大阪府の条例で定めた公園使用料や河川占用料を納入いただきます。なお、占用料等は1年ごとにお支払いいただきます。途中撤退の場合は、返金できませんので、あらかじめご了承ください。

※参考 公園内の公園使用料（大阪府都市公園条例第11条別表第3）1，100円・㎡/年

http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000817.html

河川占用料（大阪府流水占用料等徴収条例第2条別表第2）3，240円・㎡/年

http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000765.html

- ・ 大阪府の条例で定めた使用料以外に、公的機関が定める川床事業のPRおよび事務手数料として、【川床運営費10万円/事業者（3年間分一括）】を設ける予定です。上記と同様に公的機関に納入いただきます。
※途中撤退の場合は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

8. 使用契約書の締結及び解約

- ・ 事業予定者として認定後、箕面川床協議会から事業者の提案内容について修正・改善等を求める場合があります。
- ・ 事業予定者は事業地の使用などに関して公的機関との間で使用契約書を締結していただきます。

9. 原状回復義務

- ・ 事業期間満了時には、事業者により川床施設・設備等を撤去のうえ、箕面川床協議会の立会のもと原状回復の確認をもって、事業区域の返還手続きを完了とします。ただし、既存の川床施設・設備を新規事業者へ譲渡する場合や箕面市および大阪府との協議により施設の存置、保存等について合意した場合はこの限りではありません。
- ・ 既存施設の譲渡を受けて使用する場合、現在の事業者が有している原状回復義務（箕面川床設置以前の状態に回復する義務）を継承するものとします。

10. 事業期間の更新条件

- ・ 事業期間は、箕面公園内での施設設置から川床営業、営業終了後の撤去までを考慮し、3年間ですが、1回に限り更新できることとします（更新した事業期間が終了した場合でも次期募集に応募することは可能です）。
- ・ 更新を希望する場合は、事業期間最終年度の事業開始までに更新申請書（様式3）を川床協議会事務局へ提出していただきます。
- ・ 協議会にて審議の上、更新を決定します。

1 1. 営業休止等の措置

以下に該当すると、協議会にて審議のうえ、営業休止等の措置をすることがあります。

- ・ P 5 「(4) 事業の実施にあたり」で万一、著しい違反行為と判断された場合
- ・ 箕面公園内の車両通行基準が守られていない場合
- ・ 使用契約締結後、この契約に従わなかった場合や一般来訪者等への迷惑行為・信用失墜行為など、箕面川床の実施に支障が生じると箕面川床協議会が判断した場合（営業休止の他、営業改善・中止命令や、公的機関から契約を解約されることがあります。）

1 2. その他留意事項

- ・ 事業期間については、社会情勢・天災等やむを得ない事情がある場合は期間満了前に事業期間が終了となる可能性があります。
- ・ 既存施設等の譲渡については、新規事業者が現在の事業者と譲渡に係る交渉を直接行ってください。川床協議会及び公的機関は、施設の譲渡に関して一切関わりません。なお、出店を検討するに当たり、売却金額が必要な場合は、川床協議会事務局に問い合わせをいただければ、現在の事業者の希望額をお伝えします。
- ・ 新規事業者が既存施設を使用せず、新たな施設を新築して営業する場合は、既存施設を現在の事業者が解体撤去します。その後新規事業者の負担により新築工事を行っていただきます。

既存施設の費用負担区分

区分	選定された事業者の方針	費用負担区分
現在の事業者が引き続き選定された場合	① 既存店舗をそのまま使用し、または増築や修繕を行い営業する場合	全ての費用は現在の事業者負担
	② 既存店舗を解体し、新たな店舗を新築して営業する場合	
新規事業者が選定された場合	③ 既存店舗の譲渡を受け、修繕や増築を行い営業する場合	全ての費用は新規事業者負担
	④ 既存店舗は使用せず、新たな店舗を新築して営業する場合	既存店舗解体撤去費用は現在の事業者負担、その他の費用は新規事業者負担